

人工ぼうこう、人工肛門を造設したオストメイトが使用するストーマ装具について、災害時に備えて、各個人から市が預かり、災害時に返却する事業を令和7年1月から開始します。

## 1 事業目的及び必要性

人工ぼうこう、人工肛門を造設したオストメイトは、排泄のためにストーマ装具を常時使用していますが、装具には多くの製品があり、個人によって適合するものが異なります。

災害により自宅にあるストーマ装具が使えなくなったり、供給に影響が生じ入手困難になった場合、他の製品で代用することが難しいため、各自でストーマ装具を自宅以外の場所にも保管しておくことが推奨されています。

今回、災害時に備え、市が個人のストーマ装具を預かり、災害時に返却する事業を開始するものです。

## 2 事業開始日

令和7年1月1日

## 3 対象者

奥州市内に居住するストーマ装具使用者のうち保管を希望する者

## 4 周知方法

- ・身体障害者手帳のぼうこう・直腸機能害の判定を受けている方に、個別に案内を送付。
- ・新規に判定を受けた方には、身障手帳交付時の通知に案内を添付。

## 5 保管期間

預入日から1年間（更新申請により保管を継続することができます）

## 6 保管物品

- ・ストーマ装具
- ・アクセサリ（テープ、リムーバー、洗浄剤等）
- ・消耗品（ゴミ袋、手袋等）  
※概ね1～2週間程度の使用量

保管する物品を、ポーチ、ケース、袋等（口が閉じるもので、サイズは縦30cm×横30cm以内）に入れ、氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号を明記する。（ポーチ等は各個人で準備）

## 7 手続き

### 【預けるとき】

保管物品（ポーチ等に入れた状態）を持参。  
窓口で申請書を記入、保管証を発行します。

### 【返却を希望するとき】

保管証又は使用者本人が確認できるものを持参。

※預入、返却時とも、家族等の代理でも可。

## 8 申し込み・問合せ先

奥州市福祉部福祉課 障がい者支援係